

**京都大学基礎物理学研究所・数理解析研究所
共同利用研究者宿泊所利用内規**

(昭和44年9月1日制定)
(令和2年3月25日改正)

第1条 京都大学基礎物理学研究所・数理解析研究所共同利用研究者宿泊所（以下「宿泊所」という。）は、当該研究所の非常勤研究員およびその他基礎物理学研究所長または数理解析研究所長が必要と認めた者にかぎり利用し得るものとする。

第2条 宿泊所を利用しようとする者は、所定の利用許可申請書に必要事項を記入のうえ、その者が主として研究に従事する第1条のいずれかの研究所長（以下「当該所長」という。）に提出しなければならない。

2 当該研究所における研究会等に参加する者については、参加者名簿等をもって、前項の利用許可申請書に代えることができる。

第3条 当該所長は、別に定める利用基準にもとづいて前条の申請を適当と認めたときは、申請者に利用を許可する。

第4条 利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、宿泊所管理人の指示を受けて利用する。

第5条 利用者は、別表に定める宿泊料を指定の期限内に納めなければならない。ただし、当該所長が特に必要と認めた場合には、宿泊料を減額し、または免除することができる。

2 既納の宿泊料は返付しない。

第6条 利用者の遵守事項・共用施設の利用方法等についての利用者の心得るべき事項およびこの内規の実施について必要な事項は、別に定める。

第7条 宿泊所に関する宿泊予約・出納事務は、それぞれの研究所において処理し、施設運営費に関する事務は基礎物理学研究所において処理する。

第8条 当該所長は、以下の場合に利用者の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

- (1) 内規の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 内規の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、施設管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による内規の変更にあたり、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並び

にその効力発生日を、効力発生日までに研究所ホームページへの掲示その他の適切な方法により、利用者に周知するものとする。

別表

種 別	宿 泊 料
バス・トイレなし	1泊につき 2,700円
バス・トイレ付	1泊につき 3,400円

附 則

この内規は、昭和44年9月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成26年2月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成29年4月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和元年9月9日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和元年10月1日以後の宿泊について適用し、同日前の宿泊については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この内規の施行の日前に許可を受けた令和元年10月1日以後の宿泊については、なお従前の例によることができる。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。